

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 次に掲げる化学物質を第一種特定化学物質として追加すること。

一 二―(二H―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル)―四・六―ジ―ターシャリーペンチル
フェノール (別名UV―三二八)

二 一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス (メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロル)

三 一・二・三・四・七・八・九・十・十三・十三・十四・十四―ドデカクロロ―一・四・四 a・五・

六・六 a・七・十・十 a・十一・十二・十二 a―ドデカヒドロ―一・四・七・十―ジメタノジベンゾ

「a・e」 「八」アンヌレン (別名デクロランプラス) (第一条第一項関係)

第二 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、第一の一又は三について、潤滑油等を定めること。(第七条関係)

第三 第一種特定化学物質を使用することができる用途として、第一の三について、令和十二年二月二十六日までの間、防衛省設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号) 第四条第一項第十三号に規定する装備品等に使用する断熱材の製造を定めること。(原始附則第三項関係)

第四 附則

- 一 この政令の施行期日について必要な規定を設けること。
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第一項関係)

(附則第二項及び第三項関係)